

### 第3章 環境影響評価の項目並びに 調査、予測及び評価の手法



## 第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 3-1 環境影響を及ぼす要因と環境要素の抽出

環境影響評価の項目の選定は、長野県環境影響評価技術指針（以下、「技術指針」という。）の規定に基づいて行った。

選定にあたっては、事業特性（第1章参照）及び地域特性（第2章参照）を踏まえ、本事業が環境影響を及ぼすおそれがある要因を整理し、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素との関連を技術指針の別表第1を基本に整理を行った。

また、影響を受けるおそれがあるとされる環境要素について、「重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）」、「標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）」、「簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）」、「無記入：非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）」を、長野県環境影響評価技術指針マニュアルを参考に設定した。

影響要因と環境要素の関係を表3-1-1に示す。

なお、対象事業実施区域に立地する「サンマリーンながの」は、長野市が施設を所有し維持管理を行っている。計画施設の建設にあたっては、先行して「サンマリーンながの」の解体が長野市により行われる。この解体は計画施設の建設事業と連続的に行われるものであり、解体工事作業に伴い稼動する建設機械から発生する排ガス、騒音、振動の影響が考えられる。また、解体工事によりコンクリートくず等の廃棄物等が生じる。

このため、サンマリーンながの解体工事に伴う上記の環境要因についても、建築物等の規模・形状等から一般的な工法等を想定し、予測・評価を行う。



### 3-2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価についての選定・非選定の根拠は以下のとおりである。

#### 3-2-2 大気質

##### 1) 工事による影響

工事による大気質への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 工事による大気質への影響項目及び選定根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	環境基準項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		・工事は3～4年程度の限られた期間であるが、機材・資材等の運搬車両による周辺環境への影響が考えられる。
	粉じん ・降下ばいじん		・同様に、運搬車両により、粉じんの発生の可能性が考えられる。
樹木の伐採	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、周辺環境への影響のおそれはない。
土地造成(切土・盛土)	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な造成を伴わないので、周辺環境への影響のおそれはない。
掘削	環境基準項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		・掘削工事期間は数ヶ月程度であるが、掘削機材による周辺環境への影響が考えられる。
	粉じん ・降下ばいじん		・同様に、掘削機材により、粉じんの発生の可能性が考えられる。
建築物・工作物の撤去・廃棄	環境基準項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		・解体工事の期間は数ヶ月程度であるが、解体機材の稼働が周辺環境へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
	粉じん ・降下ばいじん		・同様に、解体機材により、粉じんの発生の可能性が考えられる。
舗装工事 ・コンクリート工事	環境基準項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		・コンクリート工事等の期間は数ヶ月程度であるが、建設機材・工事車両による周辺環境への影響が考えられる。
	粉じん ・降下ばいじん		・同様に、建設機材・工事車両により、粉じんの発生の可能性が考えられる。
建築物の工事	環境基準項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		・工事は数年の限られた期間であるが、大型クレーン等の建設機材による周辺環境への影響が考えられる。
	粉じん ・降下ばいじん		・同様に、建設機材により、粉じんの発生の可能性が考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	-	-	・工事期間中に発生する廃材・残土等は、保管ヤードにて適切に保管・管理するので、周辺環境への影響のおそれはない。

#### 選定項目の分類

- ： 重点化項目（調査、予測及び評価を詳細に行う項目）
  - ： 標準項目（調査、予測及び評価を標準的に行う項目）
  - ： 簡略化項目（調査、予測及び評価を簡略化して行う項目）
  - ： 非選定項目（調査、予測及び評価を行わない項目）
- 備考：建築物・工作物の撤去・廃棄については長野市が管理する現施設（サンマリーンながの）の解体に伴うものであり、本事業の実施者である長野広域連合とは事業者が異なる。

2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による大気質への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 存在・供用による大気質への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・大気質への影響のおそれはない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	環境基準項目 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	-	・本計画に伴うごみ収集車両等の増加及び搬入経路の変更に伴い、周辺環境への影響が考えられる。
	・一酸化炭素	-	・一酸化炭素濃度の年平均値は近年低いレベルで推移しており、自動車からの排出量も非常に小さくなっていることから、大気質への影響のおそれはない。
	粉じん ・降下ばいじん	-	・同様に、粉じんの発生の可能性が考えられる。
焼却施設の稼働	環境基準項目 ・二酸化硫黄 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類	-	・計画施設の事業特性として、施設稼働に伴う排ガスの排出が主たる環境要因であることから、重点的に調査を行う。
	・一酸化炭素	-	・一酸化炭素の環境基準は、主として道路沿道における自動車の抑制対策として設定されているものであり、焼却施設からの排ガスにおける規制がないことから影響項目として選定しない。
	・微小粒子状物質	-	・現地調査実施時には調査手法が一般化しておらず、また予測手法が確立されていないことから影響項目として選定しない。
	・ベンゼン ・トリクロロエチレン ・テトラクロロエチレン ・ジクロロメタン	-	・施設稼働に伴い排出のおそれはないが、簡略的な予測として定性的な長期評価を行う。
	その他必要な項目 ・塩化水素	-	・計画施設の事業特性として、施設稼働に伴う排ガスの排出が主たる環境要因であることから、重点的に調査を行う。
廃棄物の排出・処理	粉じん ・降下ばいじん	-	・発生する廃棄物（スラグ、飛灰）の搬出に伴い、粉じんの発生の可能性が考えられる。

### 3-2-3 騒音

#### 1) 工事による影響

工事による騒音への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-3 に示す。

表 3-2-3 工事による騒音への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	総合騒音		・工事は3～4年程度の限られた期間であるが、機材・資材等の運搬車両による周辺環境への影響が考えられる。
	特定騒音 ・道路交通騒音		
樹木の伐採	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、周辺環境への影響のおそれはない。
土地造成(切土・盛土)	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な造成を伴わないので、周辺環境への影響のおそれはない。
掘削	総合騒音		・掘削工事期間は数ヶ月程度であるが、掘削機材による周辺環境への影響が考えられる。
	特定騒音 ・建設作業騒音		
建築物・工作物の撤去・廃棄	総合騒音		・解体工事の期間は数ヶ月程度であるが、解体機材による周辺環境へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
	特定騒音 ・建設作業騒音		
舗装工事 ・コンクリート工事	総合騒音		・コンクリート工事等の期間は数ヶ月程度であるが、建設機材・工事車両による周辺環境への影響が考えられる。
	特定騒音 ・建設作業騒音		
建築物の工事	総合騒音		・工事は数年の限られた期間であるが、大型クレーン等の建設機材による周辺環境への影響が考えられる。
	特定騒音 ・建設作業騒音		
廃材・残土等の発生・処理	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。

備考：建築物・工作物の撤去・廃棄については長野市が管理する現施設（サンマリンながの）の解体に伴うものであり、本事業の実施者である長野広域連合とは事業者が異なる。

2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による騒音への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-4 に示す。

表 3-2-4 存在・供用による騒音への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	特定騒音 ・道路交通騒音		・本計画に伴うごみ収集車両等の増加及び搬入経路の変更に伴い、周辺環境への影響が考えられる。
焼却施設の稼働	総合騒音		・焼却施設の稼働に伴い施設騒音源からの周辺環境への影響が考えられる。
	特定騒音 ・工場騒音		
廃棄物の排出・処理	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。

3-2-4 振動

1) 工事による影響

工事による振動への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-5 に示す。

表 3-2-5 工事による振動への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	振動 ・総合振動 ・自動車交通振動		・工事は3～4年程度の限られた期間であるが、機材・資材等の運搬車両による周辺環境への影響が考えられる。
樹木の伐採	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、周辺環境への影響のおそれはない。
土地造成(切土・盛土)	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な造成を伴わないので、周辺環境への影響のおそれはない。
掘削	振動 ・総合振動 ・建設作業振動		・掘削工事期間は数ヶ月程度であるが、掘削機材による周辺環境への影響が考えられる。
建築物・工作物の撤去・廃棄	振動 ・総合振動 ・建設作業振動		・解体工事の期間は数ヶ月程度であるが、解体機材による周辺環境へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
舗装工事・コンクリート工事	振動 ・総合振動 ・建設作業振動		・コンクリート工事等の期間は数ヶ月程度であるが、建設機材・工事車両による周辺環境への影響が考えられる。
建築物の工事	振動 ・総合振動 ・建設作業振動		・工事は数年の限られた期間であるが、大型クレーン等の建設機材による周辺環境への影響が考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。

備考：建築物・工作物の撤去・廃棄については長野市が管理する現施設（サンマリナーながの）の解体に伴うものであり、本事業の実施者である長野広域連合とは事業者が異なる。



2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による振動への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-6 に示す。

表 3-2-6 存在・供用による振動への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	振動 ・自動車交通振動		・本計画に伴うごみ収集車両等の増加及び搬入経路の変更に伴い、周辺環境への影響が考えられる。
焼却施設の稼働	振動 ・総合振動 ・工場振動		・焼却施設の稼働に伴い施設振動源からの周辺環境への影響が考えられる。
廃棄物の排出・処理	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。

3-2-5 低周波音

1) 工事による影響

工事期間は限られた期間であり、また、計画施設の建設期間において低周波音の発生源は特にないことから、工事中の環境影響評価は行わない。

2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による低周波音への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-7 に示す。

表 3-2-7 存在・供用による低周波音への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	-	-	
焼却施設の稼働	低周波音		・焼却施設の稼働に伴い低周波音発生源からの周辺環境へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
廃棄物の排出・処理	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。

### 3-2-6 悪 臭

#### 1) 工事による影響

本計画の建設工事において悪臭の発生源になるものは特にないことから、工事中の悪臭に関する環境影響評価は行わない。

#### 2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による悪臭への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-8 に示す。

表 3-2-8 存在・供用による悪臭への影響項目及び根拠等

影 響 要 因	環 境 要 素	選定項目 の 分 類	根 拠 等
地形改変	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑 化	-	-	
自動車交通の発生	・臭気指数		・本計画に伴うごみ収集車両等の増加及び搬入経路の変更に伴い、ごみ収集車両からの悪臭の漏えいによる周辺環境へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
焼却施設の稼働	・特定悪臭物質 ・臭気指数		・計画施設の事業特性として、施設稼働に伴う悪臭発生（ごみピット周辺、排ガス等）が主たる環境要因であることから、重点的に調査を行う。
廃棄物の排出・処理	-	-	・周辺環境に影響を与える要因は考えられない。

### 3-2-7 水 質

#### 1) 工事による影響

工事による水質への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-9 に示す。

表 3-2-9 工事による水質への影響項目及び根拠等

影 響 要 因	環 境 要 素	選定項目 の 分 類	根 拠 等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・水質に影響を与える要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	
土地造成(切土・盛土)	-	-	
掘 削	環境基準項目 ・生活環境項目		・地下構造物建設に係る掘削工事に伴う湧水及び雨水(濁水)等を施設の外に放流するので、周辺環境への影響が考えられる。
建築物・工作物の撤去・廃棄	-	-	・水質に影響を与える要因は考えられない。
舗装工事 ・コンクリート工事	環境基準項目 ・生活環境項目		・工事中に出現する裸地より、雨水(濁水)等の地表面流出の可能性があるので、周辺環境への影響が考えられる。 なお、湧水等に接するコンクリート工事は、行わない。
建築物の工事	-	-	・水質に影響を与える要因は考えられない。
廃材・残土等の発生・処理	-	-	

2) 存在・供用による影響

計画施設のプラント系排水はろ過処理後再利用、生活系排水は下水道放流の予定であり周辺環境に影響を及ぼすおそれはないことから存在・供用による環境影響評価は行わない。

3-2-8 水 象

1) 工事による影響

工事による水象への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-10 に示す。

表 3-2-10 工事による水象への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・水象に影響を与える要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	
土地造成(切土・盛土)	-	-	
掘削	河川及び湖沼等	-	・地下構造物建設に係る掘削工事に伴う地下水の湧出が、周辺環境の地下水位に影響を及ぼすおそれが考えられる。
	地下水	-	
	利水及び水面利用等	-	
建築物・工作物の撤去・廃棄	-	-	・水象に影響を与える要因は考えられない。
舗装工事 ・コンクリート工事	-	-	
建築物の工事	-	-	
廃材・残土等の発生・処理	-	-	

2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による水象への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-11 に示す。

表 3-2-11 存在・供用による水象への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・水象に影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	-	-	
焼却施設の稼働	河川及び湖沼等	-	・本計画施設の稼働に伴う地下水の揚水が周辺環境の地下水位に影響を及ぼすおそれが考えられる。
	地下水	-	
	利水及び水面利用等	-	
廃棄物の排出・処理	-	-	・水象に影響を与える要因は考えられない。

### 3-2-9 土壌汚染

#### 1) 工事による影響

工事による土壌汚染への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-12 に示す。

表 3-2-12 工事による土壌汚染への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・土壌に影響を与える要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	
土地造成(切土・盛土)	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な造成を伴わないので、周辺環境への影響のおそれはない。
掘削	環境基準項目		・掘削工事において、残土等が発生・搬出される可能性があり、周辺環境へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
建築物・工作物の撤去 ・廃棄	-	-	・土壌に影響を与える要因は考えられない。
舗装工事 ・コンクリート工事	-	-	
建築物の工事	-	-	
廃材・残土等の発生・処理	-	-	

#### 2) 存在・供用による影響

存在・供用による土壌汚染への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-13 に示す。

表 3-2-13 存在・供用による土壌汚染への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・土壌に影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	-	-	
焼却施設の稼働	環境基準項目		・煙突からの排ガスの排出により、排ガスに含まれるダイオキシン類等による周辺土壌への影響が考えられる。
廃棄物の排出・処理	環境基準項目		・発生する廃棄物(スラグ、飛灰)の搬出に伴い、周辺土壌へ影響を及ぼす可能性が考えられる。

### 3-2-10 地盤沈下

#### 1) 工事による影響

工事による地盤沈下への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-14 に示す。

表 3-2-14 工事による地盤沈下への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・地盤沈下を起こす要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	
土地造成(切土・盛土)	-	-	
掘削	地盤沈下		・地下構造物建設に係る掘削工事に伴う地下水の湧出が、周辺環境の地下水位に影響を及ぼし、地盤沈下を引き起こす可能性が考えられる。
建築物・工作物の撤去・廃棄	-	-	・地盤沈下に影響を与える要因は考えられない。
舗装工事 ・コンクリート工事	-	-	
建築物の工事	-	-	
廃材・残土等の発生・処理	-	-	

#### 2) 存在・供用による影響

存在・供用による地盤沈下への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-15 に示す。

表 3-2-15 存在・供用による地盤沈下への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・地盤沈下を起こす要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在		-	
緑化		-	
自動車交通の発生	-	-	
焼却施設の稼働	地盤沈下		・焼却施設の稼働に伴う地下水の揚水が周辺環境の地下水位に影響を及ぼし、地盤沈下を引き起こす可能性が考えられる。
廃棄物の排出・処理	-	-	・地盤沈下を起こす要因は考えられない。

### 3-2-11 地形・地質

本計画は、既存焼却施設(長野市清掃センター)の隣接地に同じ規模の施設を建設するものであり、既存焼却施設の工事、供用においては地形・地質に関して特に問題がなかったことから、地形・地質に関する環境影響評価は行わない。

### 3-2-12 植 物

#### 1) 工事による影響

対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な造成及び樹木の伐採等は実施しないので、植物の生育環境へ影響を及ぼすおそれはないため、工事による環境影響評価は行わない。

#### 2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による植物への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-16 に示す。

表 3-2-16 施設の存在・供用による植物への影響項目及び根拠等

影 響 要 因	環 境 要 素	選定項目 の 分 類	根 拠 等
地形改変	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であるため、土砂の掘削等による地形の改変はあるが、周辺環境への影響のおそれはない。
樹木伐採後の状態	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であるため、植栽を実施するが、周辺植生に適合する樹種の選択により、周辺環境への影響のおそれはない。
建築物・工作物等の存在	-	-	・植物に影響を与える要因は考えられない。
緑 化	植物相	-	・既に開発された土地であるため、緑化が植物相に影響を与える要因は考えられない。
	植生		・対象事業実施区域は既に開発された土地であるため、周辺環境に適合した植栽を実施する必要がある。
	保全機能等		
自動車交通の発生	-	-	・植物に影響を与える要因は考えられない。
焼却施設の稼働	植物相		・計画施設の煙突から排ガスの排出が伴うので、周辺植生へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
	植生		
	注目すべき個体、 集団、種・群落		
廃棄物の排出・処理	-	-	・植物に影響を与える要因は考えられない。

### 3-2-13 動物

#### 1) 工事による影響

工事による動物への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-17 に示す。

表 3-2-17 工事による動物への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、周辺環境への影響のおそれはない。
土地造成(切土・盛土)	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な造成を伴わないので、周辺環境への影響のおそれはない。
掘削	動物相		・掘削工事において、使用する建設機械から騒音が発生する可能性があり、周辺に生息する動物へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
建築物・工作物の撤去 ・廃棄	動物相		・解体工事において、使用する建設機械から騒音が発生する可能性があり、周辺に生息する動物へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
舗装工事 ・コンクリート工事	動物相		・コンクリート工事等において、使用する建設機械から騒音が発生する可能性があり、周辺に生息する動物へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
建築物の工事	動物相		・建築工事において、使用する建設機械から騒音が発生する可能性があり、周辺に生息する動物へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	-	-	・周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。

備考：建築物・工作物の撤去・廃棄については長野市が管理する現施設（サンマリーンながの）の解体に伴うものであり、本事業の実施者である長野広域連合とは事業者が異なる。

2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による動物への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-18 に示す。

表 3-2-18 施設の存在・供用による動物への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な地形改変がないことから、周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、周辺に生息する動物への影響のおそれはない。
建築物・工作物等の存在	-	-	・周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。
緑化	動物相		・計画施設の建設に伴い緑化、植栽することで新たな生息環境が出現する。
自動車交通の発生	-	-	・周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。
焼却施設の稼働	動物相 注目すべき個体、 集団、種及び個体群		・計画施設から排ガス、騒音が発生する可能性があり、周辺に生息する動物へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
廃棄物の排出・処理	-	-	・周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。

3-2-14 生態系

1) 工事による影響

工事による生態系への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-19 に示す。

表 3-2-19 工事による生態系への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・周辺に生息する動植物へ影響を与える要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	
土地造成(切土・盛土)	-	-	
掘削	生態系		・建設工事において、使用する建設機材から騒音が発生する可能性があり、周辺に生息する動物へ影響を及ぼす可能性が考えられる
建築物・工作物の撤去 ・廃棄	生態系		
舗装工事 ・コンクリート工事	生態系		
建築物の工事	生態系		
廃材・残土等の発生・処理	-	-	・周辺に生息する動植物へ影響を与える要因は考えられない。

備考：建築物・工作物の撤去・廃棄については長野市が管理する現施設（サンマリーンながの）の解体に伴うものであり、本事業の実施者である長野広域連合とは事業者が異なる。



2) 存在・供用による影響

施設の存在・供用による生態系への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-20 に示す。

表 3-2-20 存在・供用による生態系への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な地形改変がないことから、周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、周辺に生息する動物への影響のおそれはない。
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	生態系		・対象事業実施区域は既に開発された土地であるため、周辺の生態系に適合した植栽を実施する必要がある。
自動車交通の発生	-	-	・周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。
焼却施設の稼働	生態系		・計画施設から排ガス、騒音が発生する可能性があり、周辺に生息する動物へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
廃棄物の排出・処理	-	-	・周辺に生息する動物へ影響を与える要因は考えられない。

### 3-2-15 景 観

#### 1) 工事による影響

工事による景観への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-21 に示す。

表 3-2-21 工事による景観への影響項目及び根拠等

影 響 要 因	環 境 要 素	選定項目 の 分 類	根 拠 等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・景観に影響を与える要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、周辺環境への影響のおそれはない。
土地造成(切土・盛土)	-	-	・景観に影響を与える要因は考えられない。
掘 削	-	-	
建築物・工作物の撤去・廃棄	-	-	
舗装工事 ・コンクリート工事	-	-	
建築物の工事	景観資源 ・構成要素 主要な景観		・工事は数年の限られた期間であるが、大型クレーン等の建設機材が出現し、周辺環境へ影響を及ぼす可能性が考えられる。
廃材・残土等の発生・処理	-	-	・景観に影響を与える要因は考えられない。

#### 2) 存在・供用による影響

存在・供用による景観への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-22 に示す。

表 3-2-22 存在・供用による景観への影響項目及び根拠等

影 響 要 因	環 境 要 素	選定項目 の 分 類	根 拠 等
地形改変	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、大規模な造成を伴わないので、周辺地形が変わるおそれはない。
樹木伐採後の状態	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であるため、周辺環境に適合した植栽を実施することから、周辺の景観資源を損なうおそれはない。
建築物・工作物等の存在	景観資源 ・構成要素 主要な景観		・本計画は既存焼却施設の隣接地に同じ規模の施設を建設するものであるが、新たな建築物・工作物の存在により、眺望景観及び展望景観への影響が考えられる。
緑 化	景観資源 ・構成要素 主要な景観		・対象事業実施区域は既に開発された土地であるため、周辺環境に適合した植栽を実施する必要があるが、周辺の景観資源を変化させる可能性がある。
自動車交通の発生	-	-	・景観に影響を与える要因は考えられない。
焼却施設の稼働	-	-	
廃棄物の排出・処理	-	-	

### 3-2-16 触れ合い活動の場

#### 1) 工事による影響

工事による触れ合い活動の場への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-23 に示す。

表 3-2-23 工事による触れ合い活動の場への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・触れ合い活動の場に影響を与える要因は考えられない。
樹木の伐採	-	-	
土地造成(切土・盛土)	-	-	
掘削	触れ合い活動の場		・工事は数年の限られた期間であるが、大型クレーン等の建設機材による騒音等が、周辺環境に影響を及ぼす可能性が考えられる。
建築物・工作物の撤去・廃棄	触れ合い活動の場		
舗装工事 ・コンクリート工事	触れ合い活動の場		
建築物の工事	触れ合い活動の場		
廃材・残土等の発生・処理	-	-	・触れ合い活動の場に影響を与える要因は考えられない。

備考：建築物・工作物の撤去・廃棄については長野市が管理する現施設（サンマリーンながの）の解体に伴うものであり、本事業の実施者である長野広域連合とは事業者が異なる。

#### 2) 存在・供用による影響

存在・供用による触れ合い活動の場への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-24 に示す。

表 3-2-24 存在・供用による触れ合い活動の場への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・触れ合い活動の場に影響を与える要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	-	-	
焼却施設の稼働	触れ合い活動の場		・計画施設から排ガス、騒音が発生する可能性があり、周辺環境に影響を及ぼす可能性が考えられる。
廃棄物の排出・処理	-	-	・触れ合い活動の場に影響を与える要因は考えられない。

### 3-2-17 文化財

本計画の対象事業実施区域及びその近隣 1 km 以内には、文化財が存在しないことから、文化財に関する環境影響評価は行わない。

### 3-2-18 廃棄物等

#### 1) 工事による影響

工事による廃棄物等への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-25 に示す。

表 3-2-25 工事による廃棄物等への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
運搬(機材・資材・廃材等)	-	-	・運搬による廃棄物の発生は考えられない。
樹木の伐採	-	-	・対象事業実施区域は既に開発された土地であり、樹木等は伐採しないので、廃棄物等の発生は考えられない。
土地造成(切土・盛土)	-	-	・適正に切土・盛土を行うため廃棄物の発生は考えられない。
掘削	廃棄物		・掘削工事において、残土等が発生・搬出される可能性があり、廃棄物等の発生がある。
	残土等の副産物		
建築物・工作物の撤去・廃棄	廃棄物		・建築物の解体工事に伴い、廃棄物(コンクリート塊等)の発生が見込まれる。
舗装工事 ・コンクリート工事	廃棄物		・コンクリート工事等に伴い廃棄物(コンクリート塊等)の発生が見込まれる。
建築物の工事	廃棄物		・建設工事に伴い建設廃材等の発生が見込まれる。
廃材・残土等の発生 ・処理	廃棄物		・建設工事に伴い廃材、残土等の発生が見込まれる。

備考：建築物・工作物の撤去・廃棄については長野市が管理する現施設(サンマリーンながの)の解体に伴うものであり、本事業の実施者である長野広域連合とは事業者が異なる。

#### 2) 存在・供用による影響

存在・供用による廃棄物等への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-26 に示す。

表 3-2-26 存在・供用による廃棄物等への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・廃棄物を発生させる要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	-	-	
焼却施設の稼働	-	-	
廃棄物の排出・処理	廃棄物		・計画施設から排出される廃棄物(飛灰等)の排出がある。

### 3-2-19 温室効果ガス等

#### 1) 工事による影響

工事期間は限られた期間であり、また、建設機械の稼働も限られた台数であることから、工事中の環境影響評価は行わない。

#### 2) 存在・供用による影響

存在・供用による温室効果ガス等への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-27 に示す。

表 3-2-27 存在・供用による温室効果ガス等への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・温室効果ガス等を発生させる要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	-	-	
緑化	-	-	
自動車交通の発生	温室効果ガス ・二酸化炭素		・本計画に伴うごみ収集車両等の増加に伴い、温室効果ガスの発生量の増加が考えられる。
焼却施設の稼働	温室効果ガス ・二酸化炭素 ・メタン ・一酸化二窒素		・計画施設の稼働により、温室効果ガスの発生量の増加が考えられる。
廃棄物の排出・処理	-	-	・温室効果ガス等を発生させる要因は考えられない。

### 3-2-20 日照障害

#### 1) 工事による影響

工事期間は限られた期間であり、また、日照障害を生じさせる仮設構造物もないことから工事中の環境影響評価は行わない。

#### 2) 存在・供用による影響

存在・供用による日照障害への影響項目及びその選定根拠等を表 3-2-28 に示す。

表 3-2-28 存在・供用による日照障害への影響項目及び根拠等

影響要因	環境要素	選定項目の分類	根拠等
地形改変	-	-	・日照障害を起こさせる要因は考えられない。
樹木伐採後の状態	-	-	
建築物・工作物等の存在	日照障害		・新たな建築物・工作物の存在により、周辺環境への日照障害が考えられる。
緑化	-	-	・日照障害を起こさせる要因は考えられない。
自動車交通の発生	-	-	
焼却施設の稼働	-	-	
廃棄物の排出・処理	-	-	